# 会 議 録

会	議の名	称	令和6年度第1回枚方市包括外部監査人選定審査会
開	催日	時	令和7年(2025年)1月21日(火)午後3時から4時15分まで
開	催場	所	枚方市役所 第三分館(旧市民会館) 第一会議室
出	席	者	瀧会長、出水副会長、棗委員、笛木委員、壬生委員
欠	席	者	なし
案	件	名	1. 令和6年度包括外部監査人の評価について 2. その他
提出名	された資料	等 <i>の</i> 称	【案件1関係】 資料1 包括外部監査人選考関係部署会議報告書 資料2 令和6年度(2024年度)包括外部監査人の評価手順について 資料3 包括外部監査人評価表 資料4 令和6年度(2024年度)包括外部監査執務経過 資料5 令和6年度(2024年度)包括外部監査 執務日数等の集計表 (別途送付済み) ・令和6年度包括外部監査結果報告書 ・令和6年度包括外部監査結果報告書概要版
決	定事	項	□令和6年度包括外部監査人において包括外部監査は適正に行われたと判断 した。 □令和7年度包括外部監査人の候補者として、現包括外部監査人の横田慎一 氏を選定し、答申する。

会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められる情報(枚方市情報公開条例第5条第6号)を含む内容について審査を行う会議のため。			
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	令和7年度包括外部監査契約の締結についての市議会の議決後に公表			
傍 聴 者 の 数				
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	総務部 コンプライアンス推進課			

審議内容

事務局: 定刻となりましたので、令和6年度第1回枚方市包括外部監査人選定審査会を開催いたします。皆様にはお忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、委員の委嘱後、初めての審査会ということで、会長が決まるまでは、事務局わたくし、コンプライアンス推進課長の尾松の方で進行を務めさせていただきます。本日、委員の出席状況については、全委員5名中4名が出席されており、枚方市附属機関条例第5条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

なお、A委員につきましては、本日 4 時頃から WEB 会議にてご参加いただくことを聞いております。B委員及びC委員におかれましては、この度は当審査会の委員への御就任を快くお引き受けいただき、誠にありがとうございました。それではまず、新たに当審査会の委員に御就任いただきました方々もおられますことから、全員、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

### <委員自己紹介>

事務局: 次に、本日出席しております行政側の職員の紹介をさせていただきます。

#### <事務局職員自己紹介>

事務局: 会長の選任につきましては、枚方市附属機関条例の規定により委員の互選により定めることとなっております。会長の選任について、委員の皆様から御意見等、ございますでしょうか。

出水委員: 私としては、会計学が御専門で、これまで副会長に就任していただいていた、瀧委員にお願

いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

<異議なし>

事務局: 瀧委員、よろしいでしょうか。

会 長: 僭越ではございますけれども、委員の皆様の御指名ということでございますので、務めさせていただきたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。

事務局: ありがとうございます。それでは、会長は瀧委員にお願いすることとなりました。よろしくお願いいたします。瀧会長にはこれから副会長の選出と、これからの議事の進行をお願いしたいと思います。

会 長: それでは、皆様の御承認をいただきましたので、会長の任に就かせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。次に副会長についてですが、枚方市附属機関条例第4条第2項の規定に基づき、会長が指名する形にさせていただきたいと思います。副会長につきましては、リスク管理分野が御専門でいらっしゃる出水委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

副 会 長: かしこまりました。僭越ではございますが、引き受けさせていただきたいと思います。皆様 よろしくお願いいたします。

会 長: これで会長、副会長が決まりましたので、本日の会議の流れについて、事務局に説明を求めます。

事務局:委員の委嘱後、今回が初めての会議となりますので、会議の公開及び会議録の公表の方法について御決定いただくことになります。そのあと、本市から審査会に、令和7年度包括外部監査人の候補者の選定について諮問させていただき、案件1について審議をお願いしたいと考えております。

それでは、会議の公開及び会議録の公表の方法について、事務局から御説明させていただき ます。会議の公開に係ることですが、本市では、審議会や庁内委員会の審議過程や審議内容を 明らかにし公正な運営を図るという観点から、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」 を定めています。この規程第3条で、審議会の会議は原則公開とした上で、非公開情報が含ま れる事項について審議等を行う場合は非公開とすることができるとしており、「審議会の会議 の公開又は非公開の決定は、当該会議に諮って行う」とされていることから、本審査会での取 決めをお願いするものです。本審査会の審議内容は、最終的に包括外部監査人との契約が締結 されるまでは、枚方市情報公開条例第5条第6号の非公開事由である「本市の審議、検討又は 協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立 性が不当に損なわれる情報」に該当すると考えられ、会議を公開した場合、例えば、応募者の 評価をしていただく場面で委員が発言しにくくなることなどが考えられます。また、審議にお いては、募集要項についてなど事前に外部に出てはいけない情報を取り扱う場面もあり、これ らの情報は、枚方市情報公開条例第5条第7号の非公開事由である「公にすることにより、包 括外部監査人の候補者選定事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる情報」に該当 すると考えられます。これらのことから、本審査会の会議につきましては、「非公開とする」 取扱いが妥当かと考えております。

次に、会議を非公開とした場合においても、会議録の公表方法については、同規程第7条第2項の規定により、本審査会において決めていただくこととなります。会議録につきましては、情報公開の推進や審議の透明性、公平性を確保する観点から、できる限り市民に公表することが適切であると考えておりますが、会議の公開に関しての考え方と同様に、包括外部監査人と

の契約締結までの途中段階である候補者の選定に係る情報は、包括外部監査人との契約が締結 されるまでは、その選定の適正性を期すため公表ができないと考えております。また、審議の 中に候補者の信用にかかわる情報が含まれる場合は情報公開条例第5条第3号の非公開事由 である「法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」に該当するこ とから、こちらも公表が難しいと考えられます。これらのことを踏まえ、会議を非公開とした 場合の会議録の公表方法については、これまでどおり、包括外部監査人との契約が締結された 時点で、非公開事由に該当する部分をのぞいて、会議録を公表することが妥当であると考えて おります。

また、会議録の作成に関わることですが、会議録については、原則委員名も含めてできる限り公表するということになりますが、審議における発言者が特定される形でよいのか、あるいは、特定されない形がよいのか、これについても御意見をいただければと思います。発言者の氏名については、会議が公開されている場合は発言者の名前を明らかにして会議録を作成することになりますが、会議が非公開の場合、特に評価、判定といったものを取り扱うような場合には、誰が何を言ったのかがわかる形で会議録を作成しますと、委員相互の率直な意見交換が阻害されるおそれがあることから、会議録においては、名前を出さずに、単に「委員」と記載する取扱いも行われています。なお、会長、副会長につきましては、会長、副会長と書くことで誰かが特定されることになりますが、会議録の作成上、これはやむを得ないものと考えます。本審査会の場合、これまでは、候補者の評価を取り扱うことから会議を非公開としてきましたので、会議録については、これまで「会長」「副会長」「A・B・C委員」として、「会長」「副会長」以外の発言者の氏名を特定できない形で会議録を公表しておりました。本審査会と類似する非公開情報を取り扱う他の審議会等の会議録については、概ね、会長と副会長につきましては、「会長」「副会長」と記載し、委員名については「A委員」「B委員」等、委員を区別しつつ氏名の特定はできない形で記載する取扱いとなっています。

以上、会議の公開・非公開、会議録の公表の仕方、会議録作成時における委員氏名の取扱いの3点について、御審議をお願いいたします。

会 長: 本審査会の審議事項の性質を考えると、会議は非公開とし、会議録については、可能な部分についてはできる限り公表してはどうでしょうか。候補者選定に係る部分については、包括外部監査人との契約締結後に、枚方市情報公開条例の規程に基づく非公開情報を除いて、会議録を公表してはどうかと考えます。会議録の発言者名につきましては、原則は公表ということになろうかと思いますが、本審査会の審議内容を考えますと、委員相互の率直な意見交換の点において、発言者名を特定できない形が適切かと考えます。また、「A・B・C委員」と区別することには、特に問題はないでしょうし、「会長」「副会長」の記載もやむを得ないかと思いますので、市の通例に合わせてはどうかと考えます。委員の皆様の御意見をお聞かせください。

B 委員: 今お示しいただいた、考えでよいと思います。

C 委 員: それでよいと思います。

副 会 長: 結構です。

会 長: それでは、本審査会の会議は非公開とし、会議録につきましては、枚方市情報公開条例の規

定に基づく非公開情報に該当する部分以外は公表することとし、候補者選定に係る部分については、包括外部監査人との契約締結後に公表することとします。なお、個人情報を全く取り扱わない場合や意思形成過程における情報を取り扱わない場合があれば、会議を公開する余地もあるかと考えますので、案件に応じて、会長において判断させていただきたいと思います。

また、会議録における委員氏名については、「会長」「副会長」は記載し、委員名は「A・B・C委員」のように区別できる形で記載するという取扱にしたいと思いますので、そのように整理してください。

事務局: ありがとうございます。それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、 次第、資料(1)~(5)となります。お手元にも配付しておりますが、こちらは事前にメ ールでもお送りさせていただいております。その他としまして、先日お送りしました、令和 6年度包括外部監査結果報告書及び概要版となります。

本市から審査会に、「令和7年度包括外部監査人の候補者の選定について」、諮問させていだき、案件1について審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長: それでは、市からの諮問を受けて、本審査会として「令和7年度包括外部監査人の候補者の 選定について」を、案件1として審議を行いたいと思います。

なお、包括外部監査契約については、地方自治法第 252 条の 36 第 4 項の規定により、3 年まで同一の者と契約することができます。審議に際しては、まず、現包括外部監査人の横田慎一氏は今年度が2年目となりますので、令和7年度においても、横田氏と契約を締結することに法的な支障がないことを確認しておきます。それでは、審議の進め方について、事務局に説明を求めます。

事務局: それでは、資料1の報告書を御覧ください。この報告書は、契約を更新するに当たって、市内部の関係部署内において、包括外部監査が適正に行われたかの評価を行った結果を取りまとめたものです。

報告書の内容について、御説明します。

<事務局による報告書の説明>

会 長: それでは、事務局の説明を踏まえて、令和7年度包括外部監査人の候補者の選定について、 審議を行いたいと思います。

> まず、市内部の関係部署会議においては、現包括外部監査人の評価を「適」、すなわち適正 とされています。よって、市としては現包括外部監査人である横田氏を令和7年度の包括外部 監査契約の相手方とすることについて、支障がないという判断をされています。

> 本審査会においては、市内部の評価を踏まえて、第三者的な視点や公認会計士としての技量 といった、市の内部評価とは異なる視点からの評価を行うことにより、更新の適否についての 総合的な判断につなげていくことになります。

> それでは、令和6年度包括外部監査結果報告書の評価についてなど、皆様の御意見をお伺い したいと思います。いかがでしょうか。

事務局: 事務局から先に1点お伝えさせていただきたい事項がございます。A委員には、本日、まだ 出席されていませんが、事前に御意見を頂戴しており、今お手元に配付させていただきますの

で、代わりに事務局から読み上げさせていただきます。

「枚方市包括外部監査人選定委員会の皆様、及び同市総務部コンプライアンス推進課のご担当者様、この度は、対面での時間通りの出席が叶わず、申し訳ありません。以下のように、予め意見を提出いたします。

令和6年度包括外部監査結果報告書(以下、単に報告書)および、その概要版に鑑み、包括外部監査人 横田慎一氏(以下、単に外部監査人)の適性について、1.ないし3.の理由から異論なしとしました。

- 1. 事件の選定について。とりわけ以下の観点から、重要な事件であると判断します。なお、その他の点につき適切でないと判断したことを意味しません。①「上下水道に係る財務事務の執行」は、枚方市において令和10年度に純利益の赤字が見込まれていること、物価高騰や人口減少等の構造的変化を踏まえた対応が必要である。②各種公共施設が老朽化に伴う大量更新の時期を迎えつつあり、かつ、近年の震災の経験から水道施設の耐震性が注目されるなど、上下水道施設の整備が自治体の重要課題となっている。
- 2. 監査内容について。監査内容についても、以下の観点から適切であると判断します。なお、その他の点につき適切でないと判断したことを意味しません。

経営管理の観点から、①外部監査人は、本市における上下水道事業の投資事業等について一部遅れなどを指摘し、持続可能な経営という観点から、有収水量減少の影響を受けにくい料金体系の実現のため、基本料金の引上げの早期検討を促す意見を付している(概要 4)。構造的変化等による経営環境の悪化が見込まれるとはいえ、上下水道事業は住民の生活に不可欠の公共サービスであり、特に使用量と関係なく発生する基本料金の引上げについては住民の理解を得るために、予め十分に議論した上で住民へ説明を尽くすことが不可欠である点に鑑みれば、公平性・透明性も含めた料金体系の早期見直しを促す意見は妥当である。②その他、多岐にわたる監査結果・意見を付しているが、合規性、透明性、公平性及び能率性の観点に沿って行われていると思われる。

業務・会計管理について、①特命随意契約について、理由の公表や妥当性の検証に関する意見が付せられている。事務執行の能率性や契約締結における公平性等から、法的には一般競争入札が原則であり、随意契約が例外に位置付けられていることからすれば、随意契約の透明性、妥当性に関する意見等は、特に合規性や透明性の観点から妥当である。②消費税の確定申告について、納付額減額の可能性を示唆している。納税額は私企業であれば経営において重視されるところ、重要な指摘と思われる。③その他、会計処理や情報セキュリティなどについても幅広い観点から合規性、透明性、公平性及び能率性の観点に沿って適切に監査が行われていると思われる。

3. その他について。一覧性の高い概要版が作成されており、この点で、市による対応の容易性・迅速性、及び監査結果の透明性に資すると判断します。」以上になります。

会 長: 委員の意見交換の中での質疑については、事務局にお聞きしてよろしいでしょうか。

事務局: はい。答えられる範囲につきましては、お答えさせていただきます。

副会長: それでは私の方からいくつか御意見申し上げたいと思います。1つはもうすでにA委員が丁寧にお書きになっているとおりで、理由についてもそのとおりで、横田先生は、たいへん適切

な包括外部監査報告書を出されています。テーマの選定についても同様かと思います。必要最低限の問題のみならず、他市との水平比較、それからPPPの取り組みの示唆、経営管理の一層の改善等を御提案されてるという点も高く評価できると考えております。それ以上のことを求めるということではありませんが、あと、整理の仕方として、監査の要点等について項目出しをされていて、これは素晴らしいことだと思います。その項目出しをされたのであれば、項目ごとにどうだったのかという意見が書いてあると、なお良かったと思います。この点は、いわゆるもうすでにクリアをしている、という意味においてさらに高いことを求めるのであれば、そうであったかもしれないという感想です。従いまして、総括といたしまして、包括外部監査人はたいへん適切な仕事をされているということで、異存はございません。

B 委 員: 今回の監査結果報告書についても、これで良いと思いますし、包括外部監査人の横田先生に ついても、「適」ということで、意見はありませんが、報告書を見ていて少し分かりにくいと 思ったところが何ヶ所かあったので、それについて、御質問等してよろしいでしょうか。細 かい話ですけれども、報告書の67ページ。項目としては66ページの(2)の人口推計にかか るところなんですけれども、ここで 67 ページの図表の 53 の中の部分で、注釈で、給水人口 の予測は、枚方市人口推計調査報告書を参考に算出しています。という表現について、一見 して誤読を与えかねない表現だとされていますが、これはそんなに誤読を与えかねないよう な表現に当たるのかな、と思いまして、例えば、調査報告書によります、と書かれておれば、 それは誤解を与えると思いますが、これを参考に算出していますと、明確に書いてますので、 これをさらに誤解を与えないように表現するようにと言われても、どうすればいいんだろう かと。担当部局としては困るのではないかと思いました。もし何かいい表現があれば、提示 していただければありがたかったのではないかと思いました。それから、次が読んでいてや やこしいと思ったのですが、69ページから始まる2の(1)に関わるところ、かなり長く続い ているのですが、71ページの図表の56を挟んで、前後のページに、文章で説明されています が、分かれていることによって、何が良くて何が悪いのかが少し分かりにくいというのが1 点。例えば、図表の56が正しいとするならば、それぞれ上水も下水も、財務に関することは、 実績も指標も経営戦略に書かれている。目標、指標、投資に関することについては、実績も、 目標も基本計画の方に書かれているということになるのですが、70 ページを最初読んでいた ときに、経営戦略において水道事業の財務・投資に関する目標数値が書かれているとなって おりまして、この文章では投資に関する目標も、経営戦略に書かれていると読めます。これ は71ページの表とは一致しないことになります。特に、文章で、それぞれ、上下水道の財務 投資の実績統計目標について、どこに書かれているというのがすべて網羅的に書かれてるわ けではないので、その辺も含めて、分かりにくいかなと。72ページの3行目に水道事業の実 績値が基本計画のみに記載されている、とありますが、他の実績はどうなのか。少し正確性 に欠けるのではないかと感じました。それから73ページの一番下のアンダーラインで、意見 が書かれておりまして、趣旨としては問題ないと思いますが、優先度に基づく投資計画を推 進していく必要があり、と書かれると、今は優先度に基づかないで投資をしているのかと思 ってしまうのですが、担当部局として優先度を決めてないわけがないので、これは優先度に 基づいて進めなさいということなのか、優先度に基づいた、進捗状況が分かるような指標を

設定しなさいということなのか、そこが少し分かりにくいと思いました。あと、81ページから82ページにかけての水道料金使用料体系についてというところです。82ページの表の下、口径が25、13、20、とありまして、25というのは、13、20と比較して、利用水量が多いと。その理由がありまして、これについては、他の口径と異なる使用料体系の設定をしてもいいのではないか。とありますが、さらに大きい部分については、口径について異なる料金にすると、使用量の話も変わるのでおかしいのではないかという指摘があって、一読すると、この2つの指摘は矛盾している。実情に詳しい方が見れば、それでいいのかもしれませんが、おそらく市民の方が読めば、矛盾してるのではないかと感じるような気がしました。最後、105ページから106ページにかけてのところで、これは消費税を支払うということで、一般の役所とは違う特別な観点からの指摘だと思いますが、106ページの最終の意見のアンダーラインですが、消費税納税義務のある上下水道事業においては、免税事業者等の小規模事業者以外にも、広く入札見積もり参加者を募るとありますが、これは今の入札では、この小規模事業者以外は入ってないんでしょうか。

事務局: そういうことはないと思います。

- B 委 員: その上に、市内事業者の育成等の観点から参加業者を市内事業者に限定するなどして、とありますが、そういう意味では、市内限定せずにもっと広くとれ、という趣旨だと思います。難しいなと思いまして。まだ私が働いていたときの経験になりますが、中小企業への発注を増やしてほしいというのを、庁内にお願いする仕事をやっていたこともあり、一方で、庁内の各部局は、コストダウンというか、いかに低い、安い価格で入札を得るかということも求められているわけで、そのバランスを取ってもらいながらも、各部局にできる限り、中小企業への発注、特に域内の中小企業への発注ということをお願いしていたのもありますので、なかなか難しい意見だと思いました。
- C 委 員: テーマについては、関心のある良いテーマを選んでいただいたと思っております。その上で、やはり、結果で、どういうことを指摘してくださるのかが、とても重要なところだと思います。今回の消費税の指摘というのは、単年度だけではなくて積み上がっていけば、とても影響の大きい重要な指摘だと思いますので、本当に良かったと思っています。ただ、やはり報告書が少し難しいと思って読んでいたのですが、今日御説明いただいた、内部での会議の報告書の2ページの評価項目に対する意見の②、監査結果報告の内容について、のところにもあるように、多分いろいろ気付かれたことの、どこまでを報告書に書くのか。私の経験で言うと、何を意見に書いて、何を結果に書くのか、ということもすごく悩みつつ、そして調整をしながら、作っていた記憶があるので、やはり市としては、業務改善に繋がるような指摘や意見が欲しいということであれば、ここに書いてあるとおり、どういうレベルのもの、どういうことをちゃんと記載して欲しいということを早めに言っておくことは大事なことだと、この監査結果報告を見て思いました。抽象的になりましたが、以上です。
- B 委 員: 只今のC委員の意見ですが、確かに、何を意見として、何を結果として書くのかは非常に難しいと思います。2ページで書かれている業務に係る細かな意見指摘があまりなかったように思われると。こういう部分についてですが、多分書き出したらきりがないと思います。特に意見として書かれている、記載間違いとか、計算間違え的なところの指摘があったと思いますが、

それを指摘しようと思うと相当細かいチェックをしないと分からないと思うので、細かいチェックはしておられたんだと思います。間違った内容を書くわけにはいかないので、読むと細かいことが書かれてないような印象は確かにあるかと思いますが、私は、包括外部監査人の方は、非常に細かいチェックをされたのではないかと感じております。

- 事務局:実際、監査の実務に入っておられた時はそうでしたので、対象課との関係で、今、B委員が言われたようなことについては、担当課とディスカッションしつつ、最終的に何を残すかという判断をされていることになります。包括外部監査において、結果というのは、いわゆる合規性に問題があるというものになり、それ以外のものについて、いわゆる包括外部監査人として気が付いたものについては、意見として書かれることになる。というのが、基本となっています。ただ、前回の公共施設に関するテーマの監査では、各公共施設に実地に入られましたので、公共施設ごとに問題といった細かな指摘がどうしても多くなっていました。内部では、そのことを知っていた上で評価をしていますので、今回は少し大括りな指摘になっているという印象を持たれたのではないかと思います。B委員も言われたとおり、見ていないわけではなく、見た上でどこを書くのか、それとC委員も言われたとおり、それを、最初から改善に役立てたいものであれば、ちゃんと話しておいて、書いてもらうようにしないといけないということを根幹にした意見と思っています。
- 副会長:あと、私から1つだけ、B委員のおっしゃっている、72ページで、経営に関わるところです ごく気になるところは、経営戦略における一覧性が十分でないというところは、そういうもの をモニタリングしていて、アクションを起こすということが、おそらく行われているはずだと 思います。そこが十分ではないと書いたことに対する市の担当部局の反応がどうだったのかは 少し気になりました。そういう企業の経営においては、収益事業なのかどうかで、少し微妙な ところですが、つまりその公共でやるエンティティ(事業体)ですから、収益性を求めてもお かしいだろうし、逆に公共なので、KPI等の数字的な目標みたいなものが多分あって、一方でその採算も取れないといけない。そういうものが明確ではないとすると、それはもう少し重く受けとめることもあり得るのではないか、という感想も私は持ちました。だから、そこはお そらく今、答えを求めるということではなくて、線は引いてないけれども、少し、やや、点々 が引かれてるアンダーラインだと思って受けとめていただけるとなお良いのではないか、との 私の感想です。
- B 委 員: 上下水道の経営について経営審議会があって、そこにかけるものが、基本計画ではなくて経 営戦略をかけるということになっていると理解しましたが、確かにここの意見で書かれている ように、それであればすべてのことを経営戦略に載せるようにという御指摘はそのとおりだと 思います。その結論部分はそれでOKかと私も思いました。
- 副 会 長: おそらくその大きな経営戦略から小さい細かいことまで多分いろいろ何をどこまで載せるか というのは、判断が非常に難しい。ただこの一文だけは、B委員がおっしゃったように私もち ょっと一瞬、目が止まったところです。だからといって、この人たちがやっていることがおか しいということは全然ないです。

事務局: もう一言二言書いてもらうと、もっと分かりやすかったということでしょうか。

副 会 長: そうかもしれないです。そうかもしれないし、逆に包括外部監査人から説明を受けたときに、

市の担当課はどういう反応をしたのか。というのも、例えば、この結果報告書の中に書かれる ということもありえるのかなと。この指摘については、少し重きに受けとめて、こういうふう にリアクションしました、とか意見がありました、みたいなことがあればそれで対話が成立し ている気もいたします。

長: それでは私の方から最後よろしいでしょうか。御議論たくさんいただきまして、たいへん参 会 考になります。私のほうで枚方市の一般会計等を全部見ました。今回選定された水道事業のテ ーマ選定については、非常に重要なテーマでもありますし、これは枚方市だけではなく、大阪 府としても広域に見ていったときに、非常に重要なテーマでもあります。それともう1つ、タ イミングについて、南海トラフ地震もあり、鉄道会社等もそうですが、有事の際にどうしなけ ればいけないかというのは、やはり喫緊の課題だと思います。B委員が一番詳しいと思います が、大震災がきたときに、ライフラインをどう維持していくかというのは、非常に重要なテー マです。耐震性の議論も報告書の中に出てきますけれども、そこはやはり優先度が高いと思い ます。そういった点で見ると、経営戦略上、中長期なのか短期なのかということが結構重要で す。短期で早くやらないといけないものに対して、どれだけお金が必要で、それに対して、ど れだけ資金を回せるかというような、そこのところをもう少しプロの視点で見て欲しいという 感じはすごくしました。投資対効果について、会計士、経営の専門家から見て、経営戦略上、 企業としての視点、中長期、それから短期の投資、視点に対する指摘があった方が良かったの ではないかと僕は思っています。先ほど、B委員から指摘がございましたけれども、やはり優 先度が重要で、私は、優先度はリスクであると考えておりますので、ライフラインのリスク等、 もう少しテーマをきちんと設定をして欲しいと思います。監査の視点として合規性もあります が、喫緊の課題として、優先度の視点があっても良かったかという感じはしています。それか ら監査方法について、B委員からいろいろと御指摘いただいたところですが、数値に関すると ころは結構微妙なところがあって、これは経営戦略の方ですが、やはり何年後かという数値を 出すときに、算定根拠の前提と計算方式については、どこまでチェックをしたのか、きちんと やはり書いて欲しいと思いました。監査上、どこまで何をチェックしたのかよく分からない。 経営戦略に記載されている数値も、算定の根拠が少し分からないところがあって、監査でどう 見たのか、プロの視点からどう見たのか。そこをもう少し、示していただきたかったと思いま す。それ以外は良いかと思います。

したがいまして、全体的な感覚としては、テーマ設定は良いと思います。やはり構造的な問題、人口減、人口減になるとやはり利用率が減るということは、初期の固定資産の投資額の回収が困難、つまり変動費、貢献利益の回収が長期化していくことになりますから、それに対して、資金計画をどうするか、ここは重要かと思います。テーマ設定としては良いのですが、何というか、企業体に対する監査ですので、企業体についての指摘をもう少し厳しくもらえたらもっと良かったというふうに私は思います。

副会長: このエンティティごとの、会計監査と、この包括外部監査は別のことでしょうか。

事務局: 会計監査とは、監査委員監査のことを意味していると思いますが、これは包括外部監査とは 別のものになります。

副 会 長: それとこれとは話が違うもので、だから、例えばその経営戦略とかそういう経営のことをこ

- こに書いてしまうよりは本当はそっちのカテゴリーの中で、監査委員意見としてあるっていう のが、あるべき姿なのかもしれませんが、どうでしょうか。
- 事務局: 監査委員監査では、公営企業監査、決算等で色々見ていますので、その中で今みたいなこと に触れるということもできると思います。
- 副会長: 逆に公益事業を運営する上での戦略目標というか、要するにその例えば、これは指摘がありますけど、人口減に対応する問題とかが、さっき会長がおっしゃった、危機への対策の問題について、しっかりやっているかみたいなことについては市としてはどうですか。
- 事務局: 市全体としての話ということであれば、危機管理として、様々な部署で見ているということ になります。
- 副 会 長: だからそういうのはここに入るのか、私たちなんかはいろんなものを見るから、一瞬期待しますけれども、それはまた包括外部監査とはまた違うカテゴリーでやっている。ここでは何を入れて、ここに含めるのかという、合規性というのはどこまでのカテゴリーを持つのか。なかなか難しいように思います。
- 事務局:やはり、戦略的な目標についてのサジェスチョンは、包括外部監査人として、しにくいものが出てくるところがあると思いますし、全体的な話になると、少し言いにくいということがあったりすることがあるかと思います。しかしながら、今回は、やはり会長が言われたとおり、能登の地震もありましたので、やはり危機管理という視点、いわゆるライフラインの維持、そこは包括外部監査人のほうも強く意識されて、監査に臨んでおられたと思います。
- 副 会 長: 逆に消費税の問題なんかについては会計監査の世界の中で、サジェスチョンしない。逆に言うと適正に行われているとしか言えないのでしょうか。
- 事務局: 消費税に関してですが、上下水道局では、税務署とのやりとりをした上で申告していますので、職員としては、税務署と話したことがすべてになります。そこについて、包括外部監査人は、自己の会計士としての見識に基づいて意見をなされたことになりました。
- 副 会 長: C委員のおっしゃるとおり、監査対象範囲を、上手にうまく切り分けないと、すごくいろん な意見が出てしまうことになりかねない、という問題はあります。
- 事 務 局: 包括外部監査人が全て捌けるかというと、そうではないように思います。
- 副 会 長: その辺の限界はよくわかります。会長は御経験がずっとあるからその辺はわかっておっしゃってると思います。
- 会 長: 私も公の分野というのは専門ではありませんが、上場会社の内部監査で、社外で行ったりすることが結構あるのですが、やはりさっき言ったように、企業では、投資回収という視点で議論が行われます。中長期の場合と、短期の場合での資源配分。それからやはりリスク管理です。リスク管理は副会長の専門領域になりますが、リスク管理では、リスク・マッピングをやって、リスクの高い領域で被害が大きいもの、リスクは低くて被害の小さいもの、リスクは高いけれども被害が小さいもの、リスクは低いけれど被害の大きいもの、いろいろ組み合わせが出てきます。それらについて、どの期間にどう資源を配分するのか、というところは重要ですが悩みどころです。公的分野では、3 E、経済性等がありますので、その観点から見たときに、会計士としてどこまで見ていれば良いのかは難しいところではあります。3 Eに関して見ると、少なかったという感じはしないでもありません。

副 会 長: 一方で例えば、重要な視点だと思うのは南海トラフみたいな話だと思いますが、それを、メインに評価させに行くと、シナリオの設定次第で、不十分だというのが出されてしまうことになりかねません。

会 長: この水道事業でやってしまうと、すごく大変なことなので、そこはちゃんと市が引き取ってくださいという感じです。

副 会 長: もうここだけをやっても仕方がなくて、もっと広い意味での危機対策の世界ですね。

会 長: 枚方市全体に波及するものですので、枚方市がそれを適切に下に降ろしていくような仕組みで、水道事業は企業体としてこういう課題を受け取って、どのように中で消化していくのかということだと思います。水道事業で、大きい課題を消化するのは大変なことなので、そこまでは、水道事業で考える必要はないと思います。

それでは、全体として、各委員から色々な意見をいただきましたけれども、今回の会議の目的、包括外部監査人としての評価に基づいて、令和7年度の候補者の選定ということですけれども、これにつきまして、委員の皆様はいかがでしょうか。

副 会 長: 私から申し上げるとそこは異存ありません。前回監査も横田先生にしていただいている。あ とは市とのキャッチボールです。だからこの監査スコープの問題を、上手に整理されるともっ と逆に言うと効果的な、こういうことをやったらいいんじゃないかみたいな話が出てくるかも しれないとは思ったということですね。監査人の問題について異存はありません。

B 委 員: 同じく、異存ございません。

C 委 員: 異存ございません。

会 長: 委員の皆様から、さまざまな視点での御意見をいただきました。このほかに、特に御意見がなければ、本審査会として、令和6年度の包括外部監査は適正に行われたと判断し、令和7年度包括外部監査人の候補者として、横田慎一氏を選定するという結論としたいと考えますが、いかがでしょうか。

#### <異議なし>

会 長: それでは、本審査会として、そのように答申します。答申に添付する本審査会の報告書については、事務局で取りまとめていただき、本審査会で確認させていただくという形でよろしいでしょうか。

#### <異議なし>

会 長: ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いします。答申書の写しにつきましては、事務局から、各委員に送付していただくよう、お願いします。また、今回の会議録につきましては、審議内容に横田氏の信用に関わる情報は特になかったと思いますので、包括外部監査契約の締結について議会の議決後に公表という取り扱いでよいかと考えます。皆様、よろしいでしょうか。

#### <異議なし>

会 長: それでは、事務局にはそのようにお願いします。次に、案件2その他について、事務局から 何かありますか。

事務局: 今後のスケジュールですが、令和7年度包括外部監査契約の締結につきましては、2月4日 に監査委員の意見聴取を行い、本市市議会の3月定例月議会に議案を提出し、議決後に契約を 締結することとなります。来年度の審査会については、令和8年度に向けて新たな候補者を選定していただくことになりますので、本年7月頃から11月までの間に複数回の会議の開催をお願いしたいと考えております。本市の包括外部監査人は公募しており、募集要項、審査要領等の決定に係る協議で1回、応募があった候補者の書類審査で1回、面接審査で1回、少なくとも3回は、審査会を開催させていただく予定としております。そして、来年2月頃に現包括外部監査人である横田先生の3年目の評価として1回、審査会の開催を予定しております。具体的な会議の開催日程につきましては、時期が近づきましたら、調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の会議録及び答申書の確認について、おおよそ1週間を目途にメールにて依頼させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。案件2については、以上です。

会 長: 事務局の説明について、何か質問はありませんか。

事務局: 補足になりますが、前回のときは、再募集をさせていただいた関係で、もう1回余分に、皆 さんにお集まりいただいています。

会 長: A委員が入られましたので、自己紹介をお願いします。

## <委員自己紹介>

会 長: 冒頭の部分でA委員の御意見は御紹介させていただきました。今後ともよろしくお願いいた します。先ほど、事務局からも御案内ございましたけれども、令和8年度から新たな候補者を 選定するということがありまして、7月ごろから選定に関する委員会が開催される予定がある ということだけ、御了解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局: A委員の御意見も冒頭で御紹介させていただき、最終的には本審査会では、来年度も現包括 外部監査人にお願いする「適」という形の結論になっております。A委員の御考えも「適」と いうことでよろしかったでしょうか。

A 委員:はい。

会 長: それでは、予定されていた案件は終了しましたので、本日の会議はこれまでとさせていただきます。委員の皆様、お疲れ様でした。